

# 相続税に関する ご相談はございませんか？

相続税のシミュレーションをしてみませんか？

相続税試算報告／ご費用：50,000円(税抜)～



- 自宅にも相続税はかかるの？
- 孫への贈与って有利なの？
- 株券の相続はどうなるの？
- 遺言や成年後見制度は？



## 相続で田尻会計が選ばれる理由

1. 経験が豊富です。  
創業以来35年。  
贈与税・相続税の申告件数は年間50件以上。
2. ワンストップサービスで対応できます。  
弁護士事務所、司法書士事務所、金融機関、大手ハウスメーカー、  
大手保険会社・・・etc.と提携しております。
3. お客様からの信頼を何より大切にしております。  
お客様にご安心いただけるよう、わかりやすく丁寧なご説明を心がけております。



税理士法人 田尻会計

Tel. 03-3618-4403  
Fax. 03-3616-4403

## 平成27年1月1日以降に発生する相続から 相続税が増税されます！

### ● 増税のポイント

基礎控除額が引き下げられます！

⇒ 相続税の課税対象となる人が増えます！！

首都圏では4件に1件の方が相続税がかかるようになる??

※課税価格が基礎控除額以下であるときは、相続税は課税されません。

## 私は相続税がかかるのかしら??

ご不安に思われる方は、相続税の試算をしてみませんか？

### ● 相続税試算の流れ

お申し込み後、弊法人よりご連絡いたします。

※ 50,000円(税抜)の試算内容は、土地2筆、一般的な金融資産等を所有の方を想定しております。

土地数が多い、方、同族会社の株式を所有されている方は別途お見積もりさせていただきます。

※ 小規模宅地等の特例など節税対策の検討はサービスに含みません。

※ いただいた資料の内容から把握しうる限り適正な税額試算を行います。原証憑の妥当性の検証は行いません。

## 父が亡くなり、相続人が配偶者1人、子供2人の場合 相続財産の合計額が5,000万円の場合、

### 改正前 平成26年12月31日まで

相続財産額5,000万円 ≤ 基礎控除額8,000万円 ⇒ 相続税はかかりません。

### 改正後 平成27年1月1日以降

相続財産額5,000万円 > 基礎控除額4,800万円 ⇒ 相続税がかかる可能性があります！

Faxでのお申し込みは **03-3616-4403** まで

平成26年 月 日

お名前	ふりがな	住所 [書類送付先]	
Tel		Fax	
e-mailアドレス		e-mailアドレス	



税理士法人 田尻会計

Tel. 03-3618-4403  
Fax. 03-3616-4403